

特定非営利活動法人 エンジェルカフェ

案内書



目次

- I NPO法人設立趣旨
- II 申請に至るまでの経緯
- III エンジェルカフェ定款「第2章 目的及び事業」
- IV 提出していただく書類
 - 1) 役員の提出書類
 - 2) 社員の提出書類
 - 3) 賛助会員の提出書類（入会申込書添付）



組織概要

名称	特定非営利活動法人 エンジェルカフェ
設立年月日	2014年度内、NPO法人認証予定
代表者	理事長 ○○○○ (○○○○○○)
予定役員構成	○理事長 1名 ○副理事長 1名 ○理事 2名 ○監事 1名
予定所在地	○○○○○○ 〒102-0072 東京都千代田区・・・・・・・・・・ TEL 03-0000-0000 URL http://www.00000000.com/ E-mail info@000000000.com

I NPO法人設立趣旨

近年、人々の価値観はスローライフやスローフード、ロハスといった言葉に象徴されるように、物の豊かさよりも心の豊かさを、画一性よりも多様性を重視する傾向にあります。また、インターネット時代の到来によって、人々が情報の消費者から、情報の発信者に移り変わる中で、個性的で創造性あふれる音楽や演劇などへの文化的欲求や、教養を高め主体性を培う知的欲求は、今後益々増大し、かつ、多様化していきます。

しかしながら、日本における文化的事業や知的事業のほとんどは、一部の著名人のみを追い求めるブランド志向と、マスメディアによる権威主義が定着し、ごくごくありふれたものに終始しているのが現状です。その結果、既存のシステムそのものが硬直化を招き、ほとんどの地方自治体において、若者の取り込みに失敗しています。また、豊かな創造性を育てる文化的土壌や、教養を高め主体性を培う知的土壌がないため、毎年輩出される有能な若者達は、正当な評価を得られないまま埋没しています。こうした背景から、既存のシステムにとらわれない、総合的かつ、多角的な視野を持った、特定非営利活動法人が必要だと考えました。

私達はこれまで、海外及び日本国内において有能な若手アーティストを積極的に起用し、既存の枠を超えた新しい演出で、個性的で創造性溢れる文化の提供を進めてきました。正会員のほとんどが海外留学を経験し、日本及び海外において新作発表や、後進の指導にあたっています。2010年ドイツ・ブルッフザールで開催された「eurofestival zupfmusik Bruchsal 2010」においては、マンドリン楽団の招待演奏、及び、オープニング・ステージも任せられ、バンベルグ、ケルン、ヴッパータールにて国際交流を行い、ドイツの批評家から高い評価を得ています。また、日本国内においても、東京都をはじめ、北海道、高知県、香川県、秋田県などで、演奏会や演劇公演を開催し、知的欲求も含めた総合的な価値観の提供を行ってきました。私達は今後も、文化と人材の交流を通じて、世界に誇れる人材づくりを進めるとともに、老若男女、障害の有無を問わず、心の豊かさを重視した学びの場を提供し、そこから生まれてきたものを育てあげて、日本及び海外に発信していきます。

このような活動を行うにあたって、任意団体としての活動では負担が重く、幅広く寄付やボランティアを受け入れ、公正かつ透明性の高い運営を行い、行政機関、教育機関と連携しながら活動していくうえで、特定非営利活動法人の設立が適切であると考えました。

Ⅱ 申請に至るまでの経緯

私達は地方自治体や各種団体の要請に応じて、自主事業の企画制作能力の向上、及び、公立文化施設の利活用の推進等を図り、文化・芸術・学術活動を通じて、地域を担う創造性豊かな人材の育成を進めていくための話し合いを重ね、平成26年8月10日、発起人会を開き、設立の趣旨、定款、平成26年度及び平成27度の事業計画および収支予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上、申請を決定致しました。

Ⅲ 定款「第2章 目的及び事業」

(目的)

第2条 この法人は、東京都千代田区をはじめ、日本各地及び世界各都市において、文化・芸術・学術を活かした総合的な人材づくりや、まちづくりを行う。とくに「音楽」や「演劇」を通して創造性溢れる次世代の育成や、豊かな老後を得るための高齢者福祉を推進し、地域文化の発展及び、国際交流の活性化につとめ、公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術、学術の振興を図る活動
- (2) 国際文化交流の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 高齢者の福祉に係わる活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 人材づくりの推進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①文化、芸術、学術を通じて、公益の増進に寄与する事業
- ②その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

IV 提出していただく書類



役員の提出書類

1) 役員の就任了承及び誓約書

(住所、氏名は住民票等に記載された住所、氏名を略さずそのまま記載)

2) 住民票

3) 書面議決書 (設立総会欠席者のみ)

役員の皆様は、後日、設立総会を開催し、総会議事録を作成します。設立総会欠席者のみ、欠席確認したのち書面議決書の提出、または電子手続きにて対応いたします。

参考

○特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の3〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 五 暴力団の構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 六 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

○特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。



正会員（社員）の提出書類

本法人の目的に賛同して、活動及び事業を推進する個人・団体会員および企業。

（総会での議決権があります）

社員名簿を作成しますので、氏名及び、住所又は居所の御連絡をお願いします。

《 入会金及び会費 》

入会金（個人・団体） 3,000円

年会費（個人・団体） 5,000円



賛助会員の提出書類

本法人の目的に賛同して、資金的に事業を賛助する個人および団体会員。

《 入会金及び会費 》

入会金（個人・団体） 3,000円

年会費（個人・団体） 5,000円（1口以上）

本書の入会申込書にご記入いただき、郵送またはFAXでご送付ください。E-mailの場合は、申込書内容に記載のうえデータ添付し、以下のアドレスまでお送り下さい。

- 郵送の場合 〒102-0072 東京都千代田区・・・・・・・・・・・・・・・・

〇〇〇〇 宛

- FAXの場合 03-0000-0000

- E-mailの場合 info@00000000.com

入会申込書（正会員）

入会をご希望する会員の種類に○を付けてください。

☆個人会員

☆団体・法人会員

申込日 平成 年 月 日

団体の趣旨に賛同し、会員として会の規約を守り入会いたします。

個人、又は 団体・法人名	フリガナ
住所 〒	
電話番号 ()	FAX番号 ()
E-mail	URL
ご紹介者名	事務局記入欄
申込口数 (口)	

※年会費有効期限は4月1日から翌年3月31日までとし、初年度は入会日から翌年3月31日までとさせていただきます。

会費は以下の口座にお振り込みください

銀行名：

口座番号：

口座名義：

※振込手数料は、会員様にてご負担ください。

入会申込書（賛助会員）

入会をご希望する会員の種類に○を付けてください。

☆個人会員

☆団体・法人会員

申込日 平成 年 月 日

団体の趣旨に賛同し、会員として会の規約を守り入会いたします。

個人、又は 団体・法人名	フリガナ
住所 〒	
電話番号 ()	FAX番号 ()
E-mail	URL
ご紹介者名	事務局記入欄
申込口数 (口)	

※年会費有効期限は4月1日から翌年3月31日までとし、初年度は入会日から翌年3月31日までとさせていただきます。

会費は以下の口座にお振り込みください

銀行名：

口座番号：

口座名義：

※振込手数料は、会員様にてご負担ください。

特定非営利活動法人エンジェルカフェ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エンジェルカフェという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区……………
に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都千代田区をはじめ、日本各地及び世界各都市において、文化・芸術・学術を活かした総合的な人材づくりや、まちづくりを行う。とくに「音楽」や「演劇」を通して創造性溢れる次世代の育成や、豊かな老後を得るための高齢者福祉を推進し、地域文化の発展及び、国際交流の活性化につとめ、公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)文化、芸術、学術の振興を図る活動
- (2)国際文化交流の推進を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)高齢者の福祉に係わる活動
- (5)まちづくりの推進を図る活動
- (6)人材づくりの推進を図る活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業

- ①文化、芸術、学術を通じて、公益の増進に寄与する事業
- ②その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除

名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事3人以上5人以内

(2)監事1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4)事業報告及び収支決算
- (5)役員を選任又は解任・職務及び報酬
- (6)入会金及び会費の額
- (7)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)の借入れ、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8)事務局の組織及び運営
- (9)その他運営の関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録署名人には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、書名または記名押印をしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めるとき。
- (2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議事事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び

その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて非営利活動に係る事業会計及びその他の事業会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の借置)

第50条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事業
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開示の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾

を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に帰属するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	〇〇	〇〇
副理事長	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇〇
理事	〇〇	〇
監事	〇〇	〇〇〇

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の

成立の日から平成28年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員(個人・団体)	3,000円
	賛助会員(個人・団体)	3,000円
(2) 年会費	正会員(個人・団体)	5,000円
	賛助会員(個人・団体)	5,000円(1口以上)